

令和4年度前期

国家試験

技能検定受検案内

(技能五輪岐阜県予選参加案内)

技能検定は、働く人々の有する技能を一定の基準によって検定し、証明する技能の国家検定制度であり、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されています。

合格者には、特級、1級及び単一等級については厚生労働大臣名、2級、3級については岐阜県知事名の合格証書が交付され、技能士の称号が与えられます。

令和4年度前期技能検定実施日程

受 検 申 請 受 付 期 間		令和4年4月4日(月)～4月15日(金) (土曜日・日曜日を除く9:00～16:00)	
実 技 試 験	問 題 公 表	令和4年 5月 31日(火)	受検者に送付します。
	実 施 日	★令和4年 6月 7日(火)から " 8月 14日(日)まで	試験の日時、会場は決定次第(6月初旬から6月下旬)受検票で通知します。 ※試験の日時・会場は、受検者の都合で変更できません。
		令和4年 6月 7日(火)から " 9月 11日(日)まで	
学 科 試 験		★令和4年 7月 10日(日)	試験会場は受検票で通知します。 ※試験の日時・会場は、受検者の都合で変更できません。
		" 8月 21日(日)	
		" 8月 28日(日)	
		" 9月 4日(日)	
合 格 発 表		★令和4年 8月 26日(金)	合格者にはハガキで通知されます。
		令和4年 9月 30日(金)	

★印は金属熱処理を除く3級職種が対象となります。

岐阜県職業能力開発協会

〒509-0109 各務原市テクノプラザ1-18 岐阜県人材開発支援センター内

TEL (058) 260-8686 FAX (058) 260-8690

<https://www.gifu-shokunou.or.jp>

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、申請受付後でも実技試験及び学科試験が中止になる場合がありますので、ご了解ください。

個人情報の保護について

- 1 当協会は、技能検定に関連して皆様よりご提供いただいた個人情報について、個人情報保護に関する法律・規範を遵守し、慎重かつ適切に取り扱います。
- 2 当協会が保有する個人情報は、技能検定実施に協力する関係業種団体等共同で利用する場合があります。
- 3 個人情報については、あらかじめ本人から希望しない旨のお申し出があった場合を除き、技能検定に関する資料や講習案内等を送付するために利用することがあります。

新型コロナウイルス感染防止のための対策等

今期の技能検定は新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止措置が必要な環境下で実施する可能性が高く、厚生労働省のガイドラインに沿って運営します。状況によっては受検申請受付後であっても中止になる場合や、受検を控えていただく場合もありますのでご了承ください。受検にあたっては、下記(1)～(5)についてご理解の上申請くださいますようお願いいたします。

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置について (厚生労働省のガイドラインからです。厚生労働省ホームページ参照)

新型コロナウイルス感染防止のため、次のアまたはイに該当される方は実技試験及び学科試験会場への来場を控えてください。該当される方が試験会場に来場された場合は入場をお断りする場合があります。ご理解、ご了承の上申請いただきますようお願いいたします。

ア 試験当日に次の症状がある方

- ①平熱を超える発熱、37.5度以上の発熱
- ②咳、のどの痛み等風邪の症状
- ③だるさ(倦怠感)、息苦しさ等
- ④嗅覚・味覚の異常
- ⑤身体が重く感じる、疲れやすい等

イ 次の事項に該当する方

- ①新型コロナウイルス感染症に感染し、医療機関からの退院基準または、宿泊施設・自宅での療養終了基準に達していない方(無症状者を含む)
- ②試験日の前14日以内に新型コロナウイルス感染症陽性とされた者と濃厚接触があった方
- ③試験日の前14日以内に同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる方
- ④試験日の前14日以内に政府から入国制限、入国後の観察機関を必要とされている国、地域等への渡航又は当該国等の在住者と濃厚接触があった方

※厚生労働省のガイドライン等の変更等により内容を変更する場合があります。

(2) 受検申請にあたって

ア 受検申請書の配布方法

- ・原則、郵送により配布します。
- ・従来どおり当協会等での配布も行います。

イ 受検申請書の受付方法

- ・受検申請は郵送により受付ます。
- ・原則として窓口での受付は行いません。

(3) 学科試験について

学科試験会場は密集を避けるため、会場定員の50%の人数で受検者の間隔を1m以上取って実施するため、同一日に複数の会場で試験を実施する場合があります。必ず事前に受検票で試験日時、会場をご確認ください。

(4) 実技試験について

作業により、特別な感染防止対策をお願いする場合があります。

(5) 新型コロナウイルス感染拡大防止へのご協力について

- ・試験終了後に新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合は、速やかに当協会までご連絡ください。
 - ・感染症患者が発生した場合等、関係機関に当日の全受検者の名簿を提供することがありますのでご了承ください。
 - ・試験会場ではマスクの持参・着用、入場時の検温へのご協力、入退場時等こまめな手指の消毒をお願いします。
- (実技試験におけるマスクの着用は厚生労働省のガイドラインをご覧ください)
- ・学科試験会場及び室内で実施する実技試験会場では換気のため、試験中も窓を開放する場合があります。各自で、衣服による体温調整をお願いします。
 - ・試験会場内では他の受検者と適切な間隔を取り、密集を避けてください。
 - ・密集を避けるため、入退場を一時お待ちいただき、整列をお願いする場合があります。ご来場の際は、時間に余裕をもってお出かけください。
 - ・新型コロナウイルスの感染状況等により感染拡大防止措置の追加、変更をする場合があります。当協会ホームページでご確認ください。

1 実施職種および受検手数料

1級、2級および単一等級は次のとおりです。

(34職種56作業)

等級	職 種 名	作 業 名	職 種 コード	作 業 コード	受検手数料標準額(円)		実 技 試 験			学 科 試 験 日						
					実 技	学 科	製 作 等 作業試験	判 断 等 試 験	計画立案等 作業試験	8/21(日)		8/28(日)		9/4(日)		
										午前	午後	午前	午後	午前	午後	
1級 ・ 2級	園 芸 装 飾	室内園芸装飾作業	103	010	18,200	3,100	○								○	
	造 園	造 園 工 事 作 業	062	010	18,200	3,100	○	○			○					
	鋳 造	鋳鉄鋳物鋳造作業	003	010	18,200	3,100	○								○	
	金 属 熱 処 理	一 般 熱 処 理 作 業	005	010	18,200	3,100	○1級のみ	○2級のみ 8/28	○8/21	○						
		浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業		020	18,200	3,100	○1級のみ	○2級のみ 8/28	○8/21	○						
2級	金 属 熱 処 理	高周波・炎熱処理作業	005	030	18,200	3,100		○8/28	○8/21	○						
1級 ・ 2級	機 械 加 工	普 通 旋 盤 作 業	006	010	18,200	3,100	○						○			
		数 値 制 御 旋 盤 作 業		200	18,200	3,100	○			○8/28			○			
		フ ラ イ ス 盤 作 業		040	18,200	3,100	○						○			
		数値制御フライス盤作業		210	18,200	3,100	○			○8/28			○			
		平 面 研 削 盤 作 業		120	18,200	3,100	○						○			
		円 筒 研 削 盤 作 業		130	18,200	3,100	○						○			
		心 無 し 研 削 盤 作 業		140	18,200	3,100	○						○			
		ホ ブ 盤 作 業		150	18,200	3,100	○						○			
		マシニングセンタ作業		230	18,200	3,100		○		○8/28			○			
	放 電 加 工	数値制御形彫り放電加工作業	095	020	18,200	3,100	○			○1級のみ 9/4						○
		ワイヤ放電加工作業		030	18,200	3,100	○			○1級のみ 9/4						○
	金 属 プ レ ス 加 工	金 属 プ レ ス 作 業	007	010	18,200	3,100	○			○8/21	○					
	建 築 板 金	内 外 装 板 金 作 業	122	010	18,200	3,100	○									○
	仕 上 げ	治 工 具 仕 上 げ 作 業	012	010	18,200	3,100	○									○
		金 型 仕 上 げ 作 業		020	18,200	3,100	○									○
		機 械 組 立 仕 上 げ 作 業		030	18,200	3,100	○									○
	切 削 工 具 研 削	工作機械用切削工具研削作業	146	010	18,200	3,100	○									○
	ダ イ カ ス ト	コールドチャンバダイカスト作業	014	020	18,200	3,100	○			○8/28			○			
	電 子 機 器 組 立 等	電 子 機 器 組 立 等 作 業	015	010	18,200	3,100	○							○		

次の要件をすべて満たす方は2級の実技試験受検手数料が標準額から9,000円減額されます。

- 令和4年4月1日時点において25歳未満（誕生日が平成9年4月2日以降）の者
- 出入国管理及び難民認定法 別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者以外の者
※要件を満たさない「別表第一の上欄に掲げる在留資格をもって在留する者」は6頁に記載
- 実技試験の受検申請日において、雇用保険の被保険者である者又は県内在校生（岐阜県内の学校・公共職業能力開発施設等の在校生又は岐阜県内に住所を有する在校生）

※6頁のフローチャートを参照してください。

（上記については、令和4年度の国及び県の予算成立が前提となるため、予算成立状況により変更となる場合があります。変更となる場合はホームページでお知らせします。）

等級	職 種 名	作 業 名	職 種 コード	作 業 コード	受検手数料標準額(円)		実 技 試 験			学 科 試 験 日					
							製 作 等 作業試験	判 断 等 試 験	計 画 立 案 等 作業試験	8/21(日)		8/28(日)		9/4(日)	
					実 技	学 科				午前	午後	午前	午後	午前	午後
1級	産業車両整備	産業車両整備作業	166	010	18,200	3,100	○				○				
	建設機械整備	建設機械整備作業	068	010	18,200	3,100	○		○ 8/28			○			
	家具製作	家具手加工作業	124	010	18,200	3,100	○						○		
	建具製作	木製建具手加工作業	125	010	18,200	3,100	○						○		
	印刷	オフセット印刷作業	035	020	18,200	3,100	○						○		
	プラスチック成形	射出成形作業	037	020	18,200	3,100	○				○				
		真空成形作業		040	18,200	3,100		○ 9/4	○ 9/4		○				
	強化プラスチック成形	手積み積層成形作業	098	010	18,200	3,100	○								○
	石材施工	石張り作業	150	020	18,200	3,100	○							○	
		石積み作業		030	18,200	3,100	○							○	
	とび	とび作業	040	010	18,200	3,100	○				○				
	左官	左官作業	041	010	18,200	3,100	○						○		
	ブロック建築	コンクリートブロック工事作業	043	010	18,200	3,100	○								○
	タイル張り	タイル張り作業	044	010	18,200	3,100	○							○	
	畳製作	畳製作作業	045	010	18,200	3,100	○						○		
	防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業	086	020	18,200	3,100	○				○				
		シーリング防水工事作業		070	18,200	3,100	○				○				
	内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業	152	010	18,200	3,100	○					○			
		鋼製下地工事作業		030	18,200	3,100	○					○			
		ボード仕上げ工事作業		040	18,200	3,100	○					○			
		化粧フィルム工事作業		070	18,200	3,100	○					○			
	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業	102	010	18,200	3,100	○			○					
	表装	壁装作業	059	020	18,200	3,100	○							○	
	塗装	建築塗装作業	060	020	18,200	3,100	○			○					
		金属塗装作業		030	18,200	3,100	○			○					
		噴霧塗装作業		050	18,200	3,100	○			○					
	フラワー装飾	フラワー装飾作業	119	010	18,200	3,100	○								○
単一	路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカース工事作業	144	010	18,200	3,100	○								○
		加熱ペイントマシンマーカース工事作業		020	18,200	3,100	○								○

次の要件をすべて満たす方は2級の実技試験受検手数料が標準額から9,000円減額されます。

- ①令和4年4月1日時点において25歳未満（誕生日が平成9年4月2日以降）の者
- ②出入国管理及び難民認定法 別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者以外の者
※要件を満たさない「別表第一の上欄に掲げる在留資格をもって在留する者」は6頁に記載
- ③実技試験の受検申請日において、雇用保険の被保険者である者又は県内在校生（岐阜県内の学校・公共職業能力開発施設等の在校生又は岐阜県内に住所を有する在校生）

※6頁のフローチャートを参照してください。

（上記については、令和4年度の国及び県の予算成立が前提となるため、予算成立状況により変更となる場合があります。変更となる場合はホームページでお知らせします。）

3級は次のとおりです。

等級	職 種 名	作 業 名	職 種 コード	作 業 コード	受検手数料標準額(円)		実 技 試 験			学 科 試 験 日			
					実 技	学 科	製 作 等 作業試験	判 断 等 試 験	計 画 立 案 等 作業試験	7/10(日)		8/21(日)	
										午前	午後	午前	午後
3級	園 芸 装 飾	室内園芸装飾作業	103	010	18,200 (12,100)	3,100	○			○			
	造 園	造 園 工 事 作 業	062	010	18,200 (12,100)	3,100	○	○			○		
	鋳 造	鋳鉄鋳物鋳造作業	003	010	18,200 (12,100)	3,100	○	○			○		
	金 属 熱 処 理	一 般 熱 処 理 作 業	005	010	18,200 (12,100)	3,100		○ 8/28	○ 8/21			○	
		浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業		020	18,200 (12,100)	3,100		○ 8/28	○ 8/21			○	
		高周波・炎熱処理作業		030	18,200 (12,100)	3,100		○ 8/28	○ 8/21			○	
	機 械 加 工	普 通 旋 盤 作 業	006	010	18,200 (12,100)	3,100	○			○			
		数 値 制 御 旋 盤 作 業		200	18,200 (12,100)	3,100	○			○			
		フ ラ イ ス 盤 作 業		040	18,200 (12,100)	3,100	○			○			
		平 面 研 削 盤 作 業		120	18,200 (12,100)	3,100	○			○			
		マシニングセンタ作業		230	18,200 (12,100)	3,100	○			○			
	仕 上 げ	機械組立仕上げ作業	012	030	18,200 (12,100)	3,100	○				○		
	機 械 検 査	機 械 検 査 作 業	013	010		3,100					○		
	電子機器組立て	電子機器組立て作業	015	010	18,200 (12,100)	3,100	○			○			
	建 築 大 工	大 工 工 事 作 業	038	010	18,200 (12,100)	3,100	○				○		
	と び	と び 作 業	040	010	18,200 (12,100)	3,100	○			○			
	左 官	左 官 作 業	041	010	18,200 (12,100)	3,100	○			○			
	ブロック建築	コンクリートブロック工事作業	043	010	18,200 (12,100)	3,100	○			○			
	塗 装	金 属 塗 装 作 業	060	030	18,200 (12,100)	3,100	○				○		
	フラワー装飾	フラワー装飾作業	119	010	18,200 (12,100)	3,100	○				○		

※学科試験
のみ実施

(注)

- 試験科目を選択する職種を受検しようとする者は、その作業名を必ず申請書に記入してください。
- 3級の実技試験手数料の()内の金額は、在校生の金額を示します。
- 実技試験の受検者数が僅少(下記)の場合は、試験を実施しない場合があります。また、会場及び設備の都合により受検申請を制限せざるを得ない場合があります。詳しくは、当協会検定一課までお問い合わせください。
 記)機械加工関連職種(機械加工[マシニングセンタ作業を除く]、仕上げ、放電加工、切削工具研削)は1社3名未満、
 その他の職種の作業については5名未満。
- 学科試験の試験時間は下記のとおりです。
 1級、2級、単一等級……1時間40分
 3級……1時間

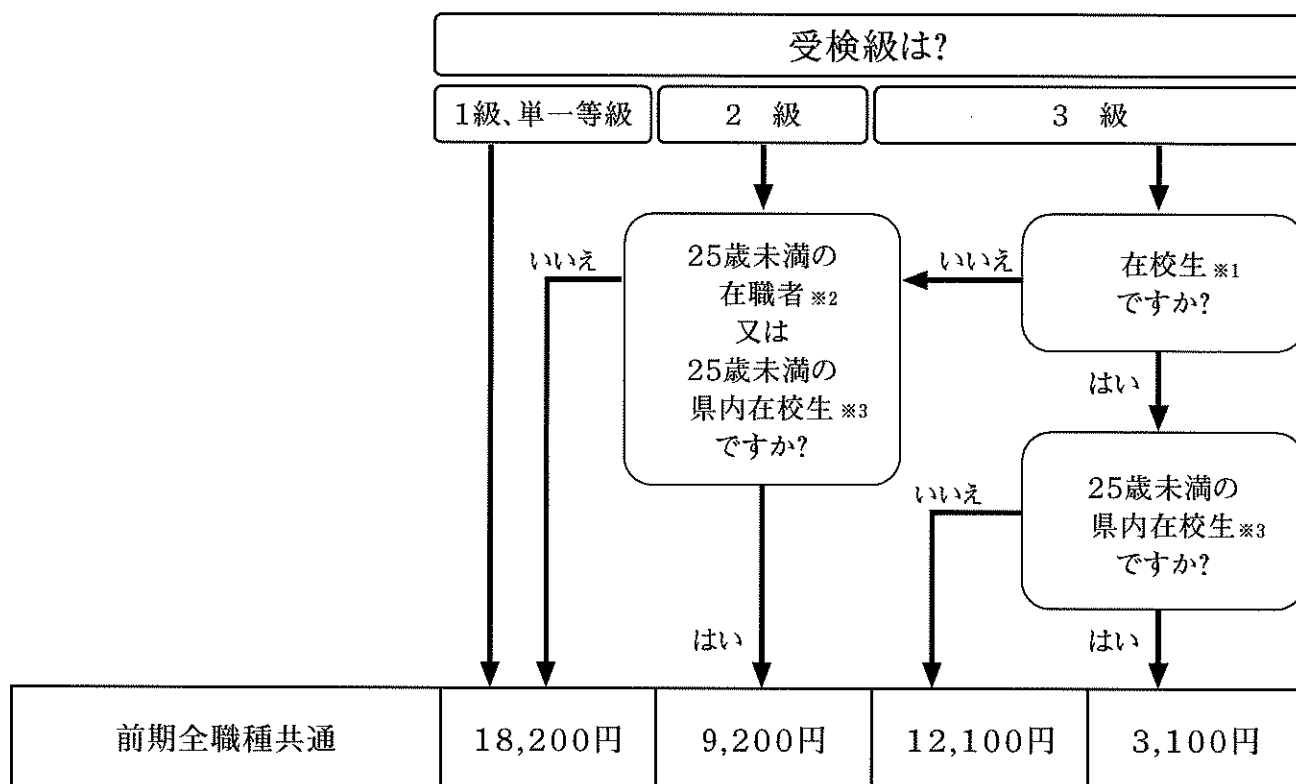
次の要件をすべて満たす方は3級の実技試験手数料が標準額から9,000円減額されます(ただし、手数料の下限額は2,900円)。

- 令和4年4月1日時点において25歳未満(誕生日が平成9年4月2日以降)の者
- 出入国管理及び難民認定法 別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者以外の者
 ※要件を満たさない「別表第一の上欄に掲げる在留資格をもって在留する者」は6頁に記載
- 実技試験の受検申請日において、雇用保険の被保険者である者又は県内在校生(岐阜県内の学校・公共職業能力開発施設等の在校生又は岐阜県内に住所を有する在校生)

※6頁のフローチャートを参照してください。

(上記については、令和4年度の国及び県の予算成立が前提となるため、予算成立状況により変更となる場合があります。変更となる場合はホームページでお知らせします。)

「実技試験」の受検手数料 確認フローチャート



※1 在校生

高等学校、高等専門学校、大学、専修学校、公共職業能力開発施設等の学生・生徒・訓練生。

※2 25歳未満の在職者

令和4年4月1日において25歳未満であり、実技試験受検申請日において雇用保険の被保険者である者。(ただし、出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄に掲げる在留資格をもって在留する者は除く。)

※3 25歳未満の県内在校生

在校生のうち、令和4年4月1日において25歳未満であり、実技試験受検申請日において岐阜県内の学校・公共職業能力開発施設等の在校生又は岐阜県内に住所を有する在校生(ただし、出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄に掲げる在留資格をもって在留する者は除く。)

【参考】出入国管理及び難民認定法別表第一上欄に掲げる在留資格をもって在留する者

在 留 資 格			
一	外交,公用,教授,芸術,宗教,報道	三	文化活動,短期滞在
二	高度専門職,経営・管理,法律,会計業務,医療,研究,教育,技術・人文知識・国際業務,企業内転勤,介護,興行,技能,特定技能,技能実習	四	留学,研修,家族滞在
		五	特定活動

2 受 検 資 格

受検には、次表の検定職種に関する実務経験が必要です。なお、実務経験とは、検定職種ごとの主要な技能の内容を概ね包含する実務（管理監督、訓練、教育及び研究に関する業務を含む。）の経験及び入職後に当該検定職種に関する訓練又は教育を受けた経験とし、実務の経験年数は受検申請受付期間の最終日で算定します。

〔単位：年〕

受 検 対 象 者 (※1)	特 級	1 級		2 級 (※6)		3 級 (※6)	基 礎 級 (※6)	単 一 等 級	分類記号 (※7)		
	合 1 格 後 級	合 2 格 後 級	合 3 格 後 級	合 3 格 後 級	合 3 格 後 級	合 3 格 後 級	合 3 格 後 級	合 3 格 後 級	受直 検接	合下 位格級	在 3 学 生 等 級
実 務 経 験 の み		7			2		0 (※8)	0 (※8)	3	ワ	-
専 門 高 校 卒 業 (※2) 専修学校(大学入学資格付与課程に限る)卒業		6			0		0	0	1	ヌ	ヨ
短大・高専・高校専攻科卒業(※2) 専 門 職 大 学 前 期 課 程 修 了 専修学校(大学編入資格付与課程に限る)卒業		5			0		0	0	0	リ	レ
大学卒業(専門職大学前期課程修了者を除く)(※2) 専修学校(大学院入学資格付与課程に限る)卒業		4			0		0	0	0	チ	レ
専修学校(※3)又は 各 種 学 校 卒 業 (厚生労働大臣が指定したものに限る。)	(800h以上)	6	2	4	0		0 (※9)	0 (※9)	1	ヲ	カ
	(1600h以上)	5			0		0 (※9)	0 (※9)	1	ル-2	
	(3200h以上)	4			0	0	0 (※9)	0 (※9)	0	ル	
短期課程の普通(※4) 職業訓練修了(※10)	(700h以上)	6			0		0 (※5)	0 (※5)	1	ハ	ホ
普通課程の普通(※4) 職業訓練修了(※10)	(2800h未満)	5			0		0	0	1	ハ	ホ
	(2800h以上)	4			0		0	0	0	ロ	
専門課程又は特定専門課程の(※4) 高度職業訓練修了(※10)		3	1	2	0		0	0	0	イ	ニ
応用課程又は特定応用課程の 高度職業訓練修了(※10)		1			0		0	0	0	ソ	ツ
指導員養成課程の(※10) 指導員養成訓練修了		1			0		0	0	0	ト	-
職業訓練指導員免許取得		1			-	-	-	-	0	ヘ	-
高度養成課程の指導員訓練修了(※10)		0			0	0	0	0	0	ト-2	

※ 1 : 検定職種に関する学科、訓練科又は免許職種に限る。

※ 2 : 学校教育法による大学、短期大学又は高等学校と同等以上と認められる外国の学校又は他法令学校を卒業した者並びに独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者は学校教育法に基づくそれぞれのものに準ずる。…(イ)

※ 3 : 大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程及び大学院入学資格付与課程の専修学校を除く。

※ 4 : 職業訓練法の一部を改正する法律(昭和53年法律第40号)の施行前に、改正前の職業訓練法に基づく高等訓練課程又は特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程の普通職業訓練又は専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなす。また、職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年法律第67号)の施行前に、改正前の職業能力開発促進法に基づく専門課程の養成訓練を修了した者は、専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなし、改正前の職業能力開発促進法に基づく普通課程の養成訓練又は職業転換課程の能力再開発訓練(いずれも800時間以上のものに限る。)を修了した者はそれぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程又は短期課程の普通職業訓練を修了したものとみなす。

※ 5 : 総訓練時間が700時間未満のものを含む。

※ 6 : 3級(前期又は後期の期間にかかわらず随時実施するものは除く。)の技能検定については、上記のほか、検定職種に関する学科に在学する者及び検定職種に関する訓練科において職業訓練を受けている者等も受検できる。また、工業高等学校に在学する者等であつて、かつ、工業高等学校の教員等による検定職種に係る講習を受講し、当該講習の責任者から技能検定試験受検に際して安全衛生上の問題等がないと判定されたものも受検できる。また、基礎級の技能検定については技能実習生のみが、3級(前期又は後期の期間にかかわらず随時実施するものに限る。)は基礎級(旧基礎1級及び基礎2級を含む)に合格した者のみが、2級(前期又は後期の期間にかかわらず随時実施するものに限る。)は基礎級(旧基礎1級及び基礎2級を含む)及び当該検定職種に係る3級の実技試験に合格した者のみが、受検できる。

※ 7 : 特級及び基礎級について分類記号は不要である。

※ 8 : 検定職種に関し実務の経験を有する者について、受検資格を認めることとする。

※ 9 : 当該学校が厚生労働大臣の指定を受けたものであるか否かに関わらず、受検資格を付与する。

※ 10 : 職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練の修了者においても、修了した職業訓練又は指導員訓練の訓練課程に応じ、受検資格を付与する。

3 試験の免除

実技試験又は学科試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、概ね次のとおりです。

1 技能検定関係(同一の検定職種に限る。)

対 象 者		技能検定試験の免除の範囲					備 考
		特級	1級	2級	3級	単一等級	
特 級	実技試験のみ合格	実技の全部	—	—	—	—	※1
	学科試験のみ合格	学科の全部	—	—	—	—	※1
1 級	技能検定合格	—	学科の全部			—	
	実技試験のみ合格	—	実技の全部			—	※2
	学科試験のみ合格	—	学科の全部			—	※2
2 級	技能検定合格	—	—	学科の全部		—	
	実技試験のみ合格	—	—	実技の全部		—	※2
	学科試験のみ合格	—	—	学科の全部		—	※2
3 級	技能検定合格	—	—	—	学科の全部	—	
	実技試験のみ合格	—	—	—	実技の全部	—	※2
	学科試験のみ合格	—	—	—	学科の全部	—	※2
単一等級	技能検定合格	—	—	—	—	学科の全部	
	実技試験のみ合格	—	—	—	—	実技の全部	※2
	学科試験のみ合格	—	—	—	—	学科の全部	※2

※1：実技試験又は学科試験に合格した日から5年間(当該合格した実技試験が行われた日の翌日から起算して5年を経過した日の属する年の翌年その日が1月1日から3月31日までの間である場合は、その日の属する年)の3月31日まで)有効

※2：選択科目のある検定職種の場合には、同一の選択科目に限る。

2 職業能力開発行政関係(検定職種に関する訓練科又は免許職種に限る。)

対 象 者			技能検定試験の免除の範囲					備 考
			特級	1 級	2 級	3 級	単一等級	
指導員試験合格又は指導員免許取得			—	学科の全部				
応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後実務経験年数	5年	学科の全部					
		2年	—	学科の全部				
			—	—	学科の全部			
専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後実務経験年数	4年	—	学科の全部				
		1年	—	—	学科の全部			
			—	—	学科の全部		—	
普通課程の普通職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後2年(2800h以上なら1年)の実務経験		—	—	学科の全部			
			—	—	学科の全部		—	
短期課程の普通職業訓練について修了時試験合格かつ修了	1級技能士コース		—	学科の全部			—	
	2級技能士コース		—	—	学科の全部		—	
	単一等級技能士コース		—	—	—	—	学科の全部	
中央技能検定委員2年以上			—	実技の全部及び学科の全部				※ 1
都道府県技能検定委員2年以上			—	実技の全部				※ 1
技能五輪全国大会における技能証			—	実技の全部	—	—	実技の全部	
技能五輪地方予選における技能証			—	—	実技の全部		—	※ 2
全国障害者技能競技大会	実技部門の技能証		—	—	実技の全部		—	※ 2
	学科部門の技能証		—	—	学科の全部		—	※ 2

※1：選択科目のある検定職種の場合には、同一の選択科目に限る。

※2：平成16年10月21日が有効期限内である技能証は、その有効期限が過ぎたものであっても有効

3 他法令等関係

対 象 者		技能検定試験の免除の範囲					備 考
		特 級	1 級	2 級	3 級	単一等級	
建築士法による1級建築士試験若しくは2級建築士試験に合格した者又は1級建築士若しくは2級建築士の免許を受けた者		—	建築大工職種及びブロック建築職種に係る学科試験の全部		—	枠組壁建築職種に係る学科試験の全部	
建築士法による木造建築士試験に合格した者又は木造建築士の免許を受けた者		—	建築大工職種に係る学科試験の全部		—	枠組壁建築職種に係る学科試験の全部	
東京商工会議所が行う和裁に関する技能検定	1級の技能検定	—	和裁職種に係る実技試験の全部		—	—	
	2級の技能検定	—	—	和裁職種に係る実技試験の全部	—	—	

試験の免除についてご不明な点は、当協会検定一課までお問い合わせください。

◎免除資格及び受検申請にあたっての特例

1 免除資格の特例

- (1) 2以上の作業を有する検定職種にあつては、2以上の作業に共通する学科試験を実施しているものがあります。この場合、いずれか1つの作業の学科試験に合格すれば、他の共通試験問題の作業はすべて学科試験が免除になります。

下表において、「学科試験共通作業」の同じ枠内にあるものは、学科試験問題が共通です。

検定職種	学科試験共通作業
機械加工 (特記事項)	普 通 旋 盤 作 業 数 値 制 御 旋 盤 作 業
	フ ラ イ ス 盤 作 業 数 値 制 御 フ ラ イ ス 盤 作 業
	平 面 研 削 盤 作 業 数 値 制 御 平 面 研 削 盤 作 業 円 筒 研 削 盤 作 業 数 値 制 御 円 筒 研 削 盤 作 業 心 無 し 研 削 盤 作 業
	ホ ブ 盤 作 業 数 値 制 御 ホ ブ 盤 作 業
	ホ ッ ト チ ャ ン パ ダ イ カ ス ト 作 業 コ ー ル ド チ ャ ン パ ダ イ カ ス ト 作 業
ダイカスト	

(特記事項)

平成19年度以前に、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、数値制御ボール盤作業、マシニングセンタ作業のいずれかの学科試験に合格した場合は、平成20年度以降の受検申請において、当該4作業のすべての学科試験が免除の対象となる。

検定職種に相当する「指導員免許」職種

検定職種	免許職種	検定職種	免許職種
園 芸 装 飾	園芸科	石 材 施 工	石材科
造 園	造園科、森林環境保全科	と び	とび科
鋳 造	鋳造科	左 官	左官・タイル科
金 属 熱 処 理	熱処理科	ブ ロ ッ ク 建 築	ブロック建築科
機 械 加 工	機械科	タ イ ル 張 り	左官・タイル科
放 電 加 工	機械科	畳 製 作	畳科
金 属 プ レ ス 加 工	塑性加工科	防 水 施 工	防水科
建 築 板 金	塑性加工科、建築板金科	内 装 仕 上 げ 施 工	床仕上げ科、インテリア科
仕 上 げ	機械科	サ ッ シ 施 工	建築科、サッシ・ガラス施工科
切 削 工 具 研 削	機械科、製材機械科	表 装	インテリア科、表具科
ダ イ カ ス ト	鋳造科	塗 装	塗装科
電 子 機 器 組 立 て	電子科	フ ラ ワ ー 装 飾	フラワー装飾科
産 業 車 両 整 備	該当なし	路 面 標 示 施 工	該当なし
建 設 機 械 整 備	建設機械科	3 級 機 械 検 査	機械科
家 具 製 作	木工科	3 級 建 築 大 工	建築科、枠組壁建築科
建 具 製 作	木工科		
印 刷	製版・印刷科		
プ ラ ス チ ッ ク 成 形	プラスチック製品科		
強化プラスチック成形	プラスチック製品科		

4 受検申請の手続き

(1) 受検申請書用紙の交付

申請書用紙は、当協会又は関係業種団体(事業所)でお渡しします。

(2) 受付期間

令和4年4月4日(月)～令和4年4月15日(金)

受付時間は、平日 9:00～16:00(土曜日・日曜日を除く)

(3) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(本人確認書類添付(注7)参照)

イ 受検手数料の振込金受取書(受付書)の写し

ウ 実技試験又は学科試験免除資格者は、その資格を証明することのできる書面(写し)

エ 在学証明書

学校・訓練校等に在学中の方が受検する場合は、「在学証明書」を添付してください。

オ 以下の作業を受検する場合は、免許や特別教育修了等の資格が必要です。また、試験当日も必ずご持参ください。

職種(作業)名	等級	該当内容	必要書類
金属プレス加工 (金属プレス作業)	1級 2級	動力プレスの金型取付け等	特別教育受講修了証等の写し又は自己申告書
切削工具研削 (工作機械用切削工具研削作業)	1級 2級	研削といしの取替え	特別教育受講修了証等の写し又は自己申告書
建設機械整備 (建設機械整備作業)	1級 2級	ガス溶接	ガス溶接作業主任者免許証、ガス溶接技能講習修了証等の写し
内装仕上げ施工 (鋼製下地工事作業)	1級 2級	研削といし(高速といし)の 取 替 え 等	特別教育受講修了証等の写し又は自己申告書
サッシ施工 (ビル用サッシ施工作業)	1級 2級	アーク溶接	特別教育受講修了証等の写し又は自己申告書
路面標示施工 (加熱ペイントマシンマーカ-工事作業)	単一等級	自動車の運転	受検者が使用する加熱ペイントマシンマーカ-車を運転 することができる自動車運転免許証の確認
ととび (とび作業)	3級	足場の組立て等	特別教育受講修了証等の写し又は自己申告書

※詳しくは実技試験問題の概要をご覧ください。

(注1) 申請書の記入にあたっては、申請書裏面の記入上の注意に従うほか、特に氏名、生年月日及び住所は略字や俗字を使わないで正確に記入してください。受検案内、記載例は当協会HPからもダウンロード可能です。

(注2) 実技試験及び学科試験の免除を受けようとする時は、「試験の免除」欄に所要事項を必ず記入してください。

また、受検申請時、資格事項の記入のない場合又はその資格を証明する書面の添付がない場合は、後日試験の免除資格のあることが判明しても、試験の免除を受けられませんので十分注意してください。

(注3) 実技試験及び学科試験のどちらかの免除又は両方共免除の方は、その免除される試験区分の写真添付は不要です。

(注4) 受検申請後、住所等の変更があった場合はすみやかに当協会に御連絡願います。

(注5) 原則、受検者1人につき1作業にて受検申請をしてください(受検区分D申請等を除く)。

なお、複数の作業を申請された場合、各実技試験日、学科試験日が重なったとしても受検手数料はお返してできませんので、御承知ください。

(注6) 学科試験受検希望地で、選択する受検者が僅少の場合、他会場までお越しいただく場合がありますので予めご了承ください。

(注7) 受検申請時に受検手数料の減額の有無にかかわらず、本人確認書類の添付が必須となります。

(本人確認書類の例) 「運転免許証」「健康保険証」「生徒手帳」など氏名及び生年月日が記載された公的書類の写し
(氏名が申請書の記載と同表記のものに限る)。

※添付がない場合は受検申請を受理できません。

(4) 受検申請書の提出方法

申請書は、下記の団体に所属している方は各団体へ、その他の方は当協会へ提出してください。

検 定 職 種		団 体 名	所 在 地	電 話 番 号
園 芸 装 飾		岐阜県グリーンサービス協同組合	安八郡神戸町西座倉185 揖斐川園芸内	(0585)35-2548
造 園		(一社)岐阜県造園緑化協会	岐阜市藪田東1-2-2 岐阜県建設会館内	(058)273-3342
鋳 造		岐阜県鋳物工業協同組合	岐阜市朝日町6-2	(058)263-9307
金 属 熱 処 理		岐阜県金属工業会	関市肥田瀬585-14 日本熱処理(株)内	(0575)22-6151
機 械 加 工		協会会員である団体又は会社		
放 電 加 工		〃		
金 属 プ レ ス 加 工		〃		
建 築 板 金		岐阜県板金工業組合	岐阜市江添3-4-13	(058)272-5985
仕 上 げ		協会会員である団体又は会社		
切 削 工 具 研 削		〃		
ダ イ カ ス ト		岐阜県ダイカスト技能検定連絡会	中津川市茄子川1646-51 中核工業団地内 美濃工業内	(0573)66-1025
電 子 機 器 組 立 て		協会会員である団体又は会社		
産 業 車 両 整 備		〃		
建 設 機 械 整 備		〃		
家 具 製 作		岐阜県木工連合会	高山市千島町900-1 飛騨・世界生活文化センター内	(0577)32-2100
建 具 製 作		岐阜県建具技能士会	岐阜市中新町13	(058)266-1768
印 刷		岐阜県印刷工業組合	岐阜市菅生2-6-15	(058)295-4831
プラスチック射出成形	射出成形	岐阜県プラスチック工業組合	岐阜市六条南2-11-1 岐阜産業会館内	(058)272-7173
真空成形	真空成形	協会会員である団体又は会社		
強化プラスチック成形		岐阜県強化プラスチック成形連絡会	安八郡輪之内町藻池新田5149-1 株式会社岐阜化成内	(0584)69-3850
石材施工	石 張 り	全国建築石材工業会東海支部	名古屋市千種区高見2-13-4 関ヶ原中部工事(株)内	(052)762-3141
	石 積 み	岐阜県花崗岩販売協同組合	中津川市蛭川5286-5	(0573)45-2615
と び		協会会員である団体又は会社		
左 官		岐阜県左官業組合連合会	岐阜市茜部大野1-42	(058)215-9201
ブ ロ ッ ク 建 築		東海北陸コンクリートブロック工業組合 岐阜県支所	瑞穂市野田新田4107 穂積コンクリート(株)内	(058)327-5670
タ イ ル 張 り		岐阜県タイル技工組合	安八郡神戸町下宮190-1	(0584)27-6001
畳 製 作		岐阜県畳組合	岐阜市芥見中野畑160 松田畳店内	(058)241-2524
防 水 施 工		岐阜県防水業協会	山県市高富1450-1	(090)4851-6100
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事 化粧フィルム工事	岐阜県室内装飾事業協同組合	岐阜市六条南2-12-13 ワピンビル102	(058)271-2635
	鋼製下地工事 ボード仕上げ工事	岐阜県建設室内工事業協会	岐阜市南鶴7-63-2	(090)7037-0578
サ ッ シ 施 工		岐阜県サッシ施工連絡会	羽島郡笠松町田代1080 (株)ムトー内	(058)388-2122
表 装	壁 装	岐阜県表具内装技能士会	各務原市那加東新町1-12	(058)389-0817
		岐阜県室内装飾事業協同組合	岐阜市六条南2-12-13 ワピンビル102	(058)271-2635
塗 装	建 築 塗 装	(一社)日本塗装工業会岐阜県支部	岐阜市藪田南1-11-12	(058)215-7660
	金 属 塗 装	協会会員である団体又は会社		
	噴 霧 塗 装	〃		
フ ラ ワ ー 装 飾		岐阜県フラワー装飾技能検定協議会	岐阜市日野南8-9-5	(058)247-4307
路 面 標 示 施 工		(一社)岐阜県道路交通安全施設業協会	岐阜市藪田東1-6-5 松村ビル4階	(058)273-8566
3 級 機 械 検 査		協会会員である団体又は会社		
3 級 建 築 大 工		岐阜県建築大工技能士会	岐阜市藪田南1-11-12 岐阜県水産会館5F	(058)272-4883
		全建総連岐阜建設労働組合県本部	岐阜市藪田南3-9-5	(058)274-3131

(5) 受検手数料

実技試験及び学科試験の手数料は、受付期間内に下記口座へ銀行振込みし、振込金受取書(受付書)の写しを申請書に添付してください。

○技能検定手数料振込口座

金融機関名	預金種目	口座番号	口座名義
ソハラ シテン 十六銀行 蘇原支店	普通	1689839	ギフケンショクギョウノウリョクカイハツキョウカイ 岐阜県職業能力開発協会 技能検定受検手数料

(注1) 振込金受取書(受付書)の写しがない場合は、申請を受付けません。

(注2) 試験が免除される者は、手数料を納める必要はありません。

(注3) 申請書を受理した後は、いかなる理由があっても手数料はお返ししませんので、御承知ください。

(注4) 振込に係る手数料は、受検申請者でご負担下さい。

(6) 提出方法

郵便にて申請書等及び受検手数料の振込金受取書(受付書)の写しをご提出ください。

受付締め切り後(4月15日以降)の発送は受理されませんので御注意ください。

(4月15日の消印は有効)

(7) 受検申請の制限

当該作業の実技試験の受検者が僅少(下記)の場合は、その作業の実技試験を実施しない場合があります。また、会場及び設備の都合により受検申請を制限する場合があります。

記) 機械加工関連職種(機械加工[マシンニングセンタ作業を除く]、仕上げ、放電加工、切削工具研削)は1社

3名未満、その他の職種の作業については5名未満。

上記「その他の職種の作業」において5名未満であった場合でも、近隣都道府県で受検者の受け入れが可能な場合は申請を受け付けますので、一度当協会にご相談ください。

5 合 格 発 表

(1) 技能検定の合格発表

技能検定の合格者は、令和4年9月30日(金)[3級(金属熱処理職種を除く。)職種については令和4年8月26日(金)]に岐阜県知事と岐阜県職業能力開発協会長の連名で郵送により通知します。

※合格通知は、合格発表日に郵便局へ投函。

また、岐阜県労働雇用課ホームページ内で合格者の受検番号を掲載します。

(2) 一部合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかのみ合格者には、令和4年9月30日(金)[3級(金属熱処理職種を除く。)職種については令和4年8月26日(金)]に当協会から「一部合格通知書」により本人あてに通知します。

※合格通知は、合格発表日に郵便局へ投函。

この通知書は、今後同一職種(作業)の技能検定を受検する際に、それぞれの試験の免除資格を証明する書面になりますので大切に保管してください。(詳しくは「3 試験の免除」を参照)

(3) 試験結果の提供

受検者本人の試験結果(実技試験と学科試験の得点及び合否判定)の提供については、県庁2階の法務・情報公開課(情報公開・個人情報総合窓口)で行います。(ただし、受検者本人のみに限ります。代理人等に対しては提供しません。)また、試験結果の提供のためには、受検票及び受検者本人であることを確認するもの(運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等)が必要です。なお、個人情報総合窓口での提供期間は、合格発表後1ヶ月間です。

※技能五輪岐阜県予選参加者本人の得点の提供については当協会にて行います。

※技能検定合格証書の紛失による再発行については、岐阜県労働雇用課までお問い合わせください。

岐阜県商工労働部 労働雇用課 職業能力開発係

〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1 電話(058)272-1111 内線3126

技能五輪岐阜県予選参加案内

技能五輪は、世界各国の青年技能者が職種ごとの技能を競うとともに国際親善を深め、新しい時代にふさわしい産業人となることを目的として実施するものです。

1 参加資格

- (1) 平成11年1月1日以降に生まれた人。
- (2) 県内に住所を有する人又は県内に所在する事業所に勤務している人。
- (3) 溶接作業を伴う競技職種に参加する人は、「ガス溶接作業主任者免許証」または、「ガス溶接技能講習修了証」等を所持していること。(後述の「実技試験問題の概要」等参照のこと)

2 競技実施職種及び参加手数料

競技実施職種及び参加手数料は、次のとおりです。

(参加手数料は18,200円です。ただし、参加申込日において雇用保険の被保険者である者又は県内在校生(※)は9,200円に減額されます。)

※県内在校生 岐阜県内の学校・公共職業能力開発施設等の在校生又は岐阜県内に住所を有する在校生
(ただし、出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄に掲げる在留資格をもって在留する者は除く。)
※6頁参照

競技職種	競技作業名	競技職種コード	競技作業コード	参加手数料	対応する技能検定職種名
機械組立て	機械組立仕上げ作業	012	030	9,200	仕上げ
旋盤	普通旋盤作業	006	010	9,200	機械加工
フライス盤	フライス盤作業		040	9,200	機械加工
タイル張り	タイル張り作業	044	010	9,200	タイル張り
電子機器組立て	電子機器組立て作業	015	010	9,200	電子機器組立て
左官	左官作業	041	010	9,200	左官
家具	家具手加工作業	124	010	9,200	家具製作
建具	木製建具手加工作業	125	010	9,200	建具製作
フラワー装飾	フラワー装飾作業	119	010	9,200	フラワー装飾
とび	とび作業	040	010	9,200	とび

3 競技の実施方法

(1) 競技期日及び競技会場

令和4年6月7日(火)から令和4年7月3日(日)(予定)までの間において、当協会が別途指定する日に行います。競技会場及び競技日時については、別途「受検票」により参加者あて通知します。参加申請が受理された方で、万一、6月下旬に入っても届かない場合は、当協会に連絡願います。

(2) 競技課題

競技課題は、令和4年5月31日(火)に当協会において公表するとともに参加者に送付します。

(実技試験(競技)問題は、一部の職種については公表されません。)

参加申請が受理された方で、万一、6月中旬に入っても届かない場合は、当協会に連絡願います。

なお、競技課題は、「2級技能検定実技試験問題」と同様ですから、本書の「実技試験問題の概要」を参照ください。(検定職種(作業)に対応する競技職種のみ)

4 参加申込みの手続き

(1) 申込期日及び申込手続き

令和4年4月4日(月)から令和4年4月15日(金)までの間です。

申込み手続きについては、技能検定と同様ですから「技能検定受検案内」の「4 受検申請の手続き」を参照ください。

(2) 提出書類等

「技能五輪岐阜県予選参加申込書」(所定の用紙による)

ただし、技能五輪とあわせて2級技能検定を受検する人は、「技能検定受検申請書」により申請してください。

なお、この場合、同申請書の左上の余白に「技能五輪兼」と朱書きしてください。

5 特典

(1) 技能証の付与

この大会における2級の技能検定に対応する職種において一定の水準以上の成績をおさめた人には「技能証」が交付されます。なお、「技能証」を受けた人は、対応する技能検定職種の2級・3級を受検する際に、その実技試験が免除されます。

(2) 技能五輪全国大会への出場

この大会において優秀な成績を修めた人は、技能五輪全国大会出場の推薦(一部競技は2次予選会への推薦)が受けられます。詳しくは当協会までお尋ねください。

令和4年度(前期)技能検定 実技試験問題の概要

令和4年度(前期)技能検定実技試験問題の概要は次のとおりですが、試験時間・試験内容につきましては一部変更される場合もあります。(最新の状況については、中央職業能力開発協会HPをご参照下さい。)

なお、試験時間について、「試験時間 ○時間○分」もしくは「打切り時間 ○時間○分」と記載されている場合は、試験開始から終了までの作業可能な時間を表しています。一方、「標準時間 ○時間○分 打切り時間 ○時間○分」と記載されている場合は、打切り時間まで作業可能ですが、標準時間を超過した時間数に応じて減点されます。

また、**免許又は技能講座**のマークがあるものは、試験当日、労働安全衛生法第61条第1項又は道路交通法第84条に基づく資格証等(例：ガス溶接作業主任者免許証、ガス溶接技能講習修了証、自動車運転免許証)を携帯していなければ、原則として試験を受検することができないほか、**特別教育**のマークがあるものは、試験当日、労働安全衛生法第59条第3項に基づく安全又は衛生のための特別の教育を修了した証明書等の原本若しくは写しを提示するか又は特別の教育と同等の知識及び技能を有していることを別途指定する様式により申告していただきます。

◎1・2級

1. 園芸装飾(室内園芸装飾作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
課題図に示すインドアガーデンを製作する。
標準時間 3時間30分
打切り時間 3時間50分
(注)使用する植物、材料等の一部は、指定されたものを持参していただきます。
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
(1) 鉢替え作業、剪(せん)定・整姿・清掃作業、繁殖作業及び整理作業を行う。
標準時間 35分
打切り時間 50分
(2) 課題図に示すインドアガーデンを製作する。
標準時間 1時間30分
打切り時間 2時間

2. 造園(造園工事作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験及び判断等試験を行う。
(1) 製作等作業試験
指定された区画内に、竹垣製作、蹲踞・飛石・延段敷設、景石・植栽配置及び小遣かし剪定作業を行う。
標準時間 3時間
打切り時間 3時間30分
(2) 判断等試験
樹木の枝葉の部分を見て、その樹種名を判定する。
試験時間 10分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験及び判断等試験を行う。
(1) 製作等作業試験
指定された区画内に、四つ目垣製作、縁石・飛石・敷石敷設、築山及び植栽作業を行う。
標準時間 2時間30分
打切り時間 3時間
(2) 判断等試験
樹木の枝葉の部分を見て、その樹種名を判定する。
試験時間 7分30秒

3. 鋳造(鋳鉄鋳物鋳造作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
所定の模型を使用して、主型及び中子を手込めにより造型し、鋳鉄鋳物(製品重量約11kg、材質FC200又はFC250相当)を製作する。
なお、造型は、生型法、自硬性型法及びガス硬化型法のいずれかによるものとする。
造型：標準時間 2時間
打切り時間 2時間30分
(注)湯・冷却
型ばらし・砂落し・せき折り：
打切り時間 30分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
所定の模型を使用して、主型を手込めにより造型し、鋳鉄鋳物(製品重量約16kg、材質FC200又はFC250相当)を製作する。
なお、造型は、生型法、自硬性型法及びガス硬化型法のいずれかによるものとする。
造型：標準時間 2時間
打切り時間 2時間30分
(注)湯・冷却
型ばらし・砂落し・せき折り：
打切り時間 30分

4. 金属熱処理(一般熱処理作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

(1) 製作等作業試験

- 課題1 組織判定
金属顕微鏡を使用して、試験片の組織を判定する。
試験時間 5分
- 課題2 全脱炭層深さ測定
金属顕微鏡を使用して、試験片の全脱炭層深さを測定する。
試験時間 7分
- 課題3 硬さ試験
試験片の外周について、ロックウェル硬さ試験を行い、硬さを試験する。
試験時間 7分

- (2) 計画立案等作業試験
作業条件の設定、作業段取り、設備の調整等について行う。
試験時間 60分

2級 次に掲げる判断等試験及び計画立案等作業試験を行う。

- (1) 判断等試験
提示された写真、図を基に火花試験、組織判定、温度測定、構成機器、変形測定、硬さ試験等について行う。
試験時間 25分
- (2) 計画立案等作業試験
作業条件の設定、作業段取り、設備の調整等について行う。
試験時間 50分

5. 金属熱処理(浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業)

1級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。

- (1) 製作等作業試験
課題1 組織判定
金属顕微鏡を使用して、試験片の組織を判定する。
試験時間 5分
- 課題2 有効硬化層深さ測定
試験片の被検面について、低試験力ピッカー硬さ試験を行い、限界硬さ近傍の硬さ推移曲線を作成して、有効硬化層深さを求める。なお、試験面の焦点合わせ、測定点の移動、くぼみ対角線長さの測定及びグラフ作成は、受検者自身が手作業により行う。
試験時間 15分
(硬さ試験機に自動換算機能が付いている場合)
試験時間 18分
(硬さ試験機に自動換算機能が付いていない場合)
- (2) 計画立案等作業試験
作業条件の設定、作業段取り、設備の調整等について行う。
試験時間 60分

2級 次に掲げる判断等試験及び計画立案等作業試験を行う。

- (1) 判断等試験
提示された写真、図を基に火花試験、組織判定、温度測定、構成機器、変形測定、硬さ試験等について行う。
試験時間 25分
- (2) 計画立案等作業試験
作業条件の設定、作業段取り、設備の調整等について行う。
試験時間 50分

6. 金属熱処理(高周波・炎熱処理作業)

2級 次に掲げる判断等試験及び計画立案等作業試験を行う。

(1) 判断等試験

提示された写真、図を基に火花試験、組織判定、温度測定、構成機器、変形測定、硬さ試験等について行う。

試験時間 25分

- (2) 計画立案等作業試験
作業条件の設定、作業段取り、設備の調整等について行う。
試験時間 50分

7. 機械加工(普通旋盤作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
普通旋盤(センチ間の最大距離が500～1500mm程度のもの)を使用し、 $\phi 60 \times 150$ mm程度のS45Cの材料1個及び $\phi 65 \times 80$ mm($\phi 20$ の穴のあいたもの)程度のS45Cの材料1個に、内外径削り、テーパー削り、ねじ切り、ローレット加工、偏心削り等の切削加工を行い、はめ合わせのできる部品を3個製作する。
標準時間 3時間30分
打切り時間 4時間
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
普通旋盤(センチ間の最大距離が500～1500mm程度のもの)を使用し、 $\phi 60 \times 150$ mm程度のS45Cの材料1個及び $\phi 60 \times 57$ mm($\phi 25$ の穴のあいたもの)程度のS45Cの材料1個に、内外径削り、テーパー削り、ねじ切り、偏心削り等の切削加工を行い、はめ合わせのできる部品を2個製作する。
標準時間 3時間
打切り時間 3時間30分

8. 機械加工(数値制御旋盤作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。
(1) 製作等作業試験
数値制御旋盤を使用し、 $\phi 100 \times \phi 35$ (穴) $\times 70$ 程度のS45C～S53C相当の材料1個及び $\phi 75 \times \phi 25$ (穴) $\times 65$ 程度のS45C～S53C相当の材料1個に、プログラムの作成→NCテープの作成又は記憶編集集機器内への入力→テープ運転又はメモリ運転によるプログラムの確認→切削加工の作業手順で、内外径削り、内外径面取り、内外テーパー削り、R削り、端面削り、内外径ねじ切り、逃げ溝等の加工を行い、テーパー部及びねじ部で組み付けられる部品を製作する。
標準時間 4時間
打切り時間 4時間30分
- (2) 計画立案等作業試験
加工工程、工作物の取付け、切削工具、工具経路、プログラミング等に関する事項について問う。
試験時間 1時間30分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。
(1) 製作等作業試験
数値制御旋盤を使用し、 $\phi 90 \times \phi 35$ (穴) $\times 55$ 程度のS45C～S53C相当の材料1個及び $\phi 65 \times \phi 25$ (穴) $\times 50$ 程度のS45C～S53C相当の材料1個に、プログラムの作成→NCテープの作成又は記憶編集集機器内への入力→テープ運転又はメモリ運転によるプログラムの確認→切削加工の作業手順で、内外径削り、内外径面取り、R削り、端面削り、内外径ねじ切り、逃げ溝等の加工を行い、内外径はめあい及びねじ部で組み付けられる部品を製作する。
標準時間 4時間
打切り時間 4時間30分
- (2) 計画立案等作業試験
加工工程、工作物の取付け、切削工具、工具経路、プログラミング等に関する事項について問う。
試験時間 1時間30分

9. 機械加工（フライス盤作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
立フライス盤（No.1～No.3程度）を使用し、SS400の材料（45×75×80、2個）をエンドミル（2枚刃、多刃）及び正面フライスにて切削加工（R削り、ありみぞ削りを含む）して直みぞ部、こう配部及びありみぞ部をそれぞれはめ合わせることができる部品を製作する。
標準時間 3時間30分
打ち切り時間 4時間
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
立フライス盤（No.1～No.3程度）を使用し、SS400の材料（35×65×75、45×55×75、各1個）をエンドミル（2枚刃、多刃）及び正面フライスにて切削加工（R削りを含む）して、直みぞ部及びこう配部をそれぞれはめ合わせることができる部品を製作する。
標準時間 3時間
打ち切り時間 3時間30分

10. 機械加工（数値制御フライス盤作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。
(1) 製作等作業試験
NCフライス盤等を使用し、支給材料をバイスで固定して、プログラムの作成→NCテープの作成又は記憶編集機器内への入力→テープ運転又はメモリ運転によるプログラムの確認→切削加工の作業手順で、平面加工、側面加工、溝加工、穴加工、こう配加工等を行い、二種類の組合せられる部品を製作する。加工については、すべてプログラムで行うこと。
なお、支給材料は次のとおりとする。
形状：□100×45
材質：鋼材、鋳鉄、アルミニウム合金のいずれか
数量：2個
標準時間 3時間30分
打ち切り時間 3時間50分
- (2) 計画立案等作業試験
切削工具、工作物の取付け、切削条件等に関する事項について問う。
試験時間 1時間
- 2級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。
(1) 製作等作業試験
NCフライス盤等を使用し、支給材料をバイスで固定して、プログラムの作成→NCテープの作成又は記憶編集機器内への入力→テープ運転又はメモリ運転によるプログラムの確認→切削加工の作業手順で、平面加工、側面加工、溝加工、穴加工、こう配加工等を行い、二種類の組合せられる部品を製作する。加工については、すべてプログラムで行うこと。
なお、支給材料は次のとおりとする。
形状：□100×45
材質：鋼材、鋳鉄、アルミニウム合金のいずれか
数量：2個
標準時間 3時間30分
打ち切り時間 3時間50分
- (2) 計画立案等作業試験
切削工具、工作物の取付け、切削条件等に関する事項について問う。
試験時間 1時間

11. 機械加工（平面研削盤作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
平面研削盤（横軸角テーブル形、テーブル移動左右300mm以上、前後150mm以上、両逃げ形とし又は1号平形としのφ150mm～305mm）を使用し、S45Cの材料（オス、メス各1個）を研削加工して、直溝部、こう配部、R部等をそれぞれはめ合わせることができる部品を製作する。
標準時間 3時間30分
打ち切り時間 4時間
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
平面研削盤（横軸角テーブル形、テーブル移動左右300mm以上、前後150mm以上、両逃げ形とし又は1号平形としのφ150mm～305mm）を使用し、S45Cの材料（オス、メス各1個）を研削加工して、直溝部、こう配部等をそれぞれはめ合わせることができる部品を製作する。
標準時間 2時間30分
打ち切り時間 3時間

12. 機械加工（円筒研削盤作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
万能研削盤（φ55×300mm以上の工作物の研

削能力を有するもの、旋回主軸台付き円筒研削盤と内面研削盤との組合せでもよい。）を使用して、テープ付きアーバ及びスリーブの外周研削、端面研削及び内面研削を行う。

- 標準時間 4時間30分
打ち切り時間 5時間
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
円筒研削盤（φ55×300mm以上の工作物の研削能力を有するもの。）を使用して、テープ付きアーバの外周研削及び端面研削を行う。
標準時間 3時間
打ち切り時間 3時間30分
13. 機械加工（心無し研削盤作業）
1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
心無し研削盤（研削面とし厚さ150mm以上）を使用し、SCM435～445及びS45Cの焼入れ、焼戻し材料（φ35×150、φ6×180〔研削部の長さ137mm〕、硬さ45HRC以上）の研削加工を通し送り研削及び送り込み研削で行う。
標準時間 3時間
打ち切り時間 3時間30分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
心無し研削盤（研削面とし厚さ150mm以上）を使用し、SCM435～445の焼入れ、焼戻し材料（φ35×150、φ30×20×φ20〔穴〕、硬さ45HRC以上）の研削加工を通し送り研削で行う。
標準時間 2時間30分
打ち切り時間 3時間
14. 機械加工（ホブ盤作業）
1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
ホブ盤（テーブルの直径800mm以下）を使用して、S45Cの材料（研削済み）を切削加工して、はすば歯車5個を別々に製作する。
なお、モジュールは、3又は1.5とする。
試験時間 モジュール3の場合
標準時間 3時間
打ち切り時間 3時間30分
モジュール1.5の場合
標準時間 3時間45分
打ち切り時間 4時間15分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
ホブ盤（テーブルの直径800mm以下）を使用して、S45Cの材料（研削済み）を切削加工して、はすば歯車2個を別々に製作する。
なお、モジュールは、3又は1.5とする。
試験時間 モジュール3の場合
標準時間 1時間45分
打ち切り時間 2時間15分
モジュール1.5の場合
標準時間 2時間30分
打ち切り時間 3時間
15. 機械加工（マシニングセンタ作業）
1級 次に掲げる判断等試験及び計画立案等作業試験を行う。
(1) 判断等試験
仕上げ面に対応する加工方法の選定、表面粗さ及び送り速度の判定、表面粗さに対応する刃具の選定、仕上げ加工の判定、工作物の測定及びマシニングセンタの心出し作業について行う。
試験時間 35分
- (2) 計画立案等作業試験
切削工具、工作物の取り付け、工具通路図の作成、加工順序の決定、切削条件、マシニングセンタにおける各種の支障の調整、取付け工具の選定、プログラムの誤り箇所の判定等に関する事項について問う。
試験時間 1時間40分
- 2級 次に掲げる判断等試験及び計画立案等作業試験を行う。
(1) 判断等試験
仕上げ面に対応する加工方法の選定、表面粗さ及び送り速度の判定、工作物の測定及びマシニングセンタの心出し作業について行う。
試験時間 25分
- (2) 計画立案等作業試験
切削工具、工作物の取り付け、工具通路図の作成、加工順序の決定、切削条件、マシニングセンタにおける各種の支障の調整、取付け工具の選定、プログラムの誤り箇所の判定等に関する事項について問う。
試験時間 1時間40分
16. 放電加工（数値制御形彫り放電加工作業）
1級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。
(1) 製作等作業試験
数値制御形彫り放電加工機を使用し、支給

材料（S55C）に銅電極で所定の寸法の加工を行う。

- 標準時間 4時間
打ち切り時間 4時間30分
- ただし、加工中にプログラムを入力できない放電加工機の場合
標準時間 4時間30分
打ち切り時間 5時間
- (2) 計画立案等作業試験
放電加工性能表等による加工条件の設定、放電（通電）時間の見積り等について行う。
試験時間 1時間
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
数値制御形彫り放電加工機を使用し、支給材料（S55C）に銅電極で所定の寸法の加工を行う。
標準時間 4時間
打ち切り時間 4時間30分
- ただし、加工中にプログラムを入力できない放電加工機の場合
標準時間 4時間30分
打ち切り時間 5時間
17. 放電加工（ワイヤ放電加工作業）
1級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。
(1) 製作等作業試験
自動プログラミング装置、ワイヤ放電加工機及びワイヤ電極φ0.2（黄銅）又はφ0.25（黄銅）を使用し、支給材料（20×40×60、SKD11）から、互いにはめ合わせられる4部品（テープ加工を含む）のワイヤ放電加工を行う。
試験時間
浸漬方式の場合
標準時間 4時間
打ち切り時間 5時間
噴流方式の場合
標準時間 4時間30分
打ち切り時間 5時間30分
- (2) 計画立案等作業試験
放電加工性能表等による加工条件の設定、放電（通電）時間の見積り等について行う。
試験時間 1時間
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
自動プログラミング装置、ワイヤ放電加工機及びワイヤ電極φ0.2（黄銅）又はφ0.25（黄銅）を使用し、支給材料（20×40×60、SKD11）から、互いにはめ合わせられる4部品のワイヤ放電加工を行う。
試験時間
浸漬方式の場合
標準時間 4時間
打ち切り時間 5時間
噴流方式の場合
標準時間 4時間30分
打ち切り時間 5時間30分
18. 金属プレス加工（金属プレス作業）**〔特別教育〕**
1級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。
(1) 製作等作業試験
SPCC-SD（厚さ0.5mm）の材料から、はさみでブランクを切り取り、パワープレス（能力400～1000kN）により所定の絞り型を使用して、正八角形のブランクをもつ絞り製品を製作する。
標準時間 2時間
打ち切り時間 2時間30分
- (2) 計画立案等作業試験
複雑な加工段取り、ブランク取り、プレス機械の点検・整備等について行う。
試験時間 2時間
- 2級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。
(1) 製作等作業試験
SPCC-SD（厚さ0.5mm）の材料から、はさみでブランクを切り取り、パワープレス（能力400～1000kN）により所定の絞り型を使用して、丸型のブランクをもつ絞り製品を製作する。
標準時間 1時間15分
打ち切り時間 1時間45分
- (2) 計画立案等作業試験
加工段取り、ブランク取り、プレス機械の点検・整備等について行う。
試験時間 2時間
- (注) 製作等作業試験については、1、2級とも、動力プレス機械の金型の取付け等の作業に関し労働安全衛生法に基づき安全又は衛生のための特別の教育を修了した証明書等の原本若しくは写しの提示、又は特別の教育と同等の知識及び技能を有していることの申告を要する。

19. 建築板金（内外装板金作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
板金工具及びはんだ付け工具を使用し、溶融亜鉛めっき鋼板（亜鉛鉄板）厚さ0.35mmを加工して、落とし口のついた各どい状の製品を製作する。
標準時間 4時間30分
打ち切り時間 5時間
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
板金工具及びはんだ付け工具を使用し、溶融亜鉛めっき鋼板（亜鉛鉄板）厚さ0.35mmを加工して、落とし口のついた角どい状の製品を製作する。
標準時間 4時間
打ち切り時間 4時間30分

20. 仕上げ（治工具仕上げ作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
やすり、けがき針、摺り合わせ用角度定規（あてずり又は平行台）、Vブロック、外側マイクロメータ等を使用して、S45Cの材料に加工を行い、課題図に示す精度を有する左右対称の治工具を2個製作する。
標準時間 3時間
打ち切り時間 3時間30分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
やすり、けがき針、摺り合わせ用角度定規（あてずり又は平行台）、Vブロック、外側マイクロメータ等を使用して、S45Cの材料に加工を行い、課題図に示す精度を有する段状の治工具を2個製作する。
標準時間 3時間
打ち切り時間 3時間30分

21. 仕上げ（金型仕上げ作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
たがね、やすり、きざげ、スコヤ、外側マイクロメータ等を使用し、SS400の材料にみぞ堀りを含む加工を行い、課題図に示す精度を有する金型を製作する。
標準時間 3時間
打ち切り時間 3時間30分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
やすり、スコヤ、外側マイクロメータ等を使用し、SS400の材料に加工を行い、課題図に示す精度を有する金型を製作する。
標準時間 3時間
打ち切り時間 3時間30分

22. 仕上げ（機械組立仕上げ作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
やすり、きざげ、スコヤ、卓上ボール盤等を使用し、はめあい、心出し、摺り合わせ等により、S45Cの部品を所定の精度に仕上げ加工を行い、その加工した部品と位置決めピンを含む部品を組み立てる。
標準時間 3時間30分
打ち切り時間 4時間
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
やすり、きざげ、スコヤ、卓上ボール盤等を使用し、はめあい、心出し、摺り合わせ等により、角ロッドを含むSS400の部品を所定の精度に仕上げ加工を行い、その部品を組み立てる。
標準時間 3時間10分
打ち切り時間 3時間40分

23. 切削工具研削

（工作機械用切削工具研削作業）

特別教育

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
万能工具研削盤を使用し、ボーリングカッタ（超硬合金製）の研削を行う。
標準時間 3時間
打ち切り時間 3時間30分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
万能工具研削盤を使用し、溝入れスローアウェイチップ（超硬合金製）の研削及びエンドミル（高速度工具鋼製）の再研削を行う。
標準時間 3時間
打ち切り時間 3時間40分
- (注) 1、2級とも、研削といしりの取替え等の作業に関し労働安全衛生法に基づく安全又は衛生のための特別の教育を修了した証明書等の原本若しくは写しの提示、又は特別の教育と同等の知識及び技能を有していることの申告を要する。

24. ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。
(1) 製作等作業試験
コールドチャンバダイカストマシンによる鑄造条件を見いだすための準備作業を行い、準備作業の完了後、ダイカストマシンを操作して製品を鑄造する。

作業中及び作業終了後、良品・不良品の選別を行うとともに、鑄造作業標準書及び鑄造生産報告書を作成する。
なお、準備作業には、金型の取付けを含むものとし、製品の鑄造後、金型の取外しを行う。
（各作業の試験時間）

- ・鑄造準備作業（金型取付けを含む）、鑄造作業標準書の作成のための条件設定
標準時間 40分
打ち切り時間 1時間
- ・鑄造作業（むだ打ちを含む）
試験時間 40分
- ・あと片付け作業（金型取外しを含む）、鑄造作業標準書及び鑄造生産報告書の作成
標準時間 40分
打ち切り時間 1時間
- (2) 計画立案等作業試験
鑄造方案、鑄造作業、故障対策、金型の補修等について行う。
試験時間 2時間
- 2級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。
(1) 製作等作業試験
コールドチャンバダイカストマシン及び作業標準書による鑄造条件の選定のための準備作業を行い、準備作業の完了後、ダイカストマシンを操作して製品を鑄造する。
作業中及び作業終了後、良品・不良品の選別を行うとともに、鑄造作業報告書及び鑄造生産報告書を作成する。
（各作業の試験時間）
・鑄造準備作業
試験時間 40分
・鑄造作業（むだ打ちを含む）
標準時間 1時間
打ち切り時間 1時間15分
- ・あと片付け作業、鑄造作業報告書及び鑄造生産報告書の作成
試験時間 20分
- (2) 計画立案等作業試験
鑄造方案、鑄造作業、故障対策、金型の補修、寸法測定等について行う。
試験時間 2時間

25. 電子機器組立て（電子機器組立て作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
シャーシ、プリント配線板、IC、トランジスタ等の部品を用い、束線設計及び試験当日指示されるプリント板配線作業を行って、省エネコントローラの組立てを行う。
標準時間 4時間
打ち切り時間 4時間30分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
シャーシ、プリント配線板、IC、トランジスタ等の部品を用い、束線は束線図を参考として束線を製作し、省エネコントローラの組立てを行う。
標準時間 4時間
打ち切り時間 4時間30分

26. 産業車両整備（産業車両整備作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
(1) フォークリフトの荷役回路のリーフ圧力の測定並びに荷役装置の不良部品、不良箇所及び不良状態の判定を行う。
試験時間 30分
- (2) 与えられた電気回路盤について、不良部品の判定を行う。
試験時間 30分
- (3) 整流器の分解、組立て及び測定並びに不良部品の判定を行う。
試験時間 30分
- (4) エンジンのコンプレッション圧力測定、ピストン外径測定及びピストンリングとリング溝の隙間の測定を行う。
試験時間 30分
- (5) フォークリフトのトルコンの主圧、クラッチ圧及びトルコンパータ出口圧の測定並びにコントロールバルブの分解及び不良部品の判定を行う。
試験時間 30分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
(1) 油圧シリンダの分解、測定及び組立てを行う。
試験時間 15分
- (2) 与えられた充電回路用部品について、不良部品の判定を行う。
試験時間 15分
- (3) フォークリフトのマス装置について、測定及び点検項目の良否判定を行う。
試験時間 15分
- (4) 与えられた電気回路盤について、不良部品の判定を行う。
試験時間 15分

- (5) インジェクションノズルの開弁圧等の測定、調整方法及び良否判定並びにラジエータキャップの気密度（保持圧力）等の測定及び良否判定を行う。
試験時間 15分

27. 建設機械整備

（建設機械整備作業）

免許又は技能講習

- 1級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。
(1) 製作等作業試験
建設機械の内燃機関及び油圧シリンダについての分解、測定、調整及び組立て並びに鋼板へのガス切断、きり穴加工、タッパ加工及び丸棒鋼のダイス加工を行う。
試験時間 3時間
- (2) 計画立案等作業試験
建設機械の整備工数見積り、点検、故障の発見、修理、調整等について行う。
試験時間 1時間20分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験及び計画立案等作業試験を行う。
(1) 製作等作業試験
建設機械の内燃機関及び油圧シリンダについての分解、測定、調整及び組立て並びに鋼板へのガス切断及びタッパ加工を行う。
試験時間 2時間50分
- (2) 計画立案等作業試験
建設機械の点検、故障の発見、修理、調整等について行う。
試験時間 1時間20分
- (注) 製作等作業試験については、1、2級とも、労働安全衛生法に基づくガス溶接作業主任者免許証又はガス溶接技能講習修了証その他資格を証する書面の携帯を要する。
28. 家具製作（家具手加工作業）
- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
製作図に基づき、手工具を使用して各種仕口作業を行い、わく状の製品を製作する。
標準時間 5時間30分
打ち切り時間 6時間
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
製作図に基づき、現寸図を作成し、手工具を使用して仕口作業を行い、わく状の製品を製作する。
標準時間 5時間30分
打ち切り時間 6時間
29. 建具製作（木製建具手加工作業）
- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
斜めの中ざん及び組子のある建具を製作する。
標準時間 5時間30分
打ち切り時間 6時間30分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
上げ下げ小障子をもち、下部に額を取り付ける建具を製作する。
標準時間 5時間
打ち切り時間 6時間

30. 印刷（オフセット印刷作業）

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
多色オフセット印刷機を使用して、CTP刷版4版により4色刷りでコーテッドペーパーに印刷する。
試験時間
自動刷版交換装置のない枚葉機を使用する場合
2色機
標準時間 2時間30分
打ち切り時間 3時間
- 4色機以上
標準時間 2時間
打ち切り時間 2時間30分
- 試験時間
自動刷版交換装置のある枚葉機を使用する場合
2色機
標準時間 1時間45分
打ち切り時間 2時間
- 4色機以上
標準時間 1時間15分
打ち切り時間 1時間30分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
多色オフセット印刷機を使用して、CTP刷版2版により2色刷りでコーテッドペーパーに印刷する。
試験時間
自動刷版交換装置のない枚葉機を使用する場合
2色機以上
標準時間 1時間45分
打ち切り時間 2時間15分

- 試験時間
自動版交換装置のある枚葉機を使用する場合
2色機以上
標準時間 1時間
打ち切り時間 1時間15分
31. プラスチック成形（射出成形作業）
1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
指定された2種類の熱可塑性樹脂を用いて、射出成形により箱状の成形品を正しい作業手順にて製作し、「成形収縮率計算票」及び「材料歩留り率計算票」を作成する。
標準時間 3時間10分
打ち切り時間 3時間40分
2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
指定された2種類の熱可塑性樹脂を用いて、射出成形により箱状の成形品を正しい作業手順にて製作し、成形品の寸法測定を行う。
標準時間 2時間30分
打ち切り時間 3時間
32. プラスチック成形（真空成形作業）
1級 次に掲げる判断等試験及び計画立案等作業試験を行う。
(1) 判断等試験
成形機・成形法の理解、成形条件の設定、測定器の判定、成形不良の原因とその防止対策の判定等について行う。
試験時間 35分
(2) 計画立案等作業試験
材料選定、成形条件の設定、データの分析、成形機の理解、トリミング機の理解、生産日数の算出、要求品質に適合した技術設計（材料・成形機・金型）、歩留り率の算出等について行う。
試験時間 1時間
2級 次に掲げる判断等試験及び計画立案等作業試験を行う。
(1) 判断等試験
成形機・成形法の理解、成形条件の設定、トリミングの判定、測定器の判定、成形不良の原因とその防止対策の判定等について行う。
試験時間 35分
(2) 計画立案等作業試験
材料選定、成形条件の設定、データの分析、成形機の理解、成形不良率の算出、収縮率の算出等について行う。
試験時間 1時間
33. 強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）
1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
円筒部分をセットした状態で支給された成形型に離型処理を施してからゲルコート用樹脂を塗布する。実技試験問題の仕様及び製品図に基づいてガラスマット及びガラスロービングクロスを裁断し、これを積層用の不飽和ポリエステル樹脂により手積み積層成形を行う。
積層品は硬化後に脱型し、正寸トリム、穴あけ・長穴加工を行い、仕上がり製品を作業記録票とともに提出させるものである。
標準時間 5時間
打ち切り時間 5時間30分
2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
支給された成形型に離型処理を施してからゲルコート用樹脂を塗布する。実技試験問題に示す「ガラス繊維裁断寸法図」に従ってガラスマット及びガラスロービングクロスを裁断し、これを仕様及び製品図に基づいて積層用の不飽和ポリエステル樹脂により手積み積層成形を行う。
積層品は硬化後に脱型し、正寸トリム、仕上がり製品を作業記録票とともに提出させるものである。
標準時間 4時間
打ち切り時間 4時間30分
34. 石材施工（石張り作業）
1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
下地にみかけ石の幅木、柱石、幕板及び上裏石を張る作業を行う。
標準時間 3時間30分
打ち切り時間 4時間
2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
下地にみかけ石の幅木及び柱石を張る作業を行う。
標準時間 3時間30分
打ち切り時間 4時間
35. 石材施工（石積み作業）
1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
雑割間知石を使用して、矢羽積みを空積みにより施工する。
試験時間
準硬石の場合
標準時間 2時間15分
打ち切り時間 2時間35分
硬石の場合
標準時間 3時間15分
打ち切り時間 3時間45分
2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
雑割間知石を使用し、布積みを空積みにより施工する。
試験時間
準硬石の場合
標準時間 2時間
打ち切り時間 2時間20分
硬石の場合
標準時間 3時間
打ち切り時間 3時間30分
36. とび（とび作業）
1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
(1) 単管を使用して真づか小屋組の作業を行う。
標準時間 1時間30分
打ち切り時間 1時間50分
(2) そり（こした）にのせた重量物の運搬の作業を行う。
試験時間 10分
(3) 3種類の重量物の目測の作業を行う。
試験時間 5分
2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
(1) 単管を使用して片流れ小屋組の作業を行う。
標準時間 1時間30分
打ち切り時間 1時間50分
(2) 3種類の重量物の目測の作業を行う。
試験時間 5分
37. 左官（左官作業）
1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
(1) 壁、天井及びそで壁の一部と仮定された下地に所定の塗り仕上げを行う。
標準時間 4時間50分
打ち切り時間 5時間15分
(2) 吹付け用下地（普通合板）に仕上げ吹付けを行う。
試験時間 10分
2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
(1) 壁及びそで壁の一部と仮定された下地に所定の塗り仕上げを行う。
標準時間 4時間50分
打ち切り時間 5時間15分
(2) 吹付け用下地（普通合板）に仕上げ吹付けを行う。
試験時間 5分
38. ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）
1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
補強コンクリートブロック造の建物の耐力壁の取り付け部及び開口部のブロック積み作業（鉄筋の加工を含む。）並びに開口部のまぐさ型枠（鉄筋組立てを含む。）を製作する。
標準時間 2時間30分
打ち切り時間 3時間
2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
コンクリートブロック塀の隅切部のブロック工事（鉄筋加工を含む。）を行う。
標準時間 2時間
打ち切り時間 2時間15分
39. タイル張り（タイル張り作業）
1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
壁及び床の一部と仮定された下地に、タイル張りを行う。
ただし、下地ブロック積み及びれんが積み下地は、受検者が製作する。
標準時間 2時間40分
打ち切り時間 3時間10分
2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
壁及び床の一部と仮定された下地に、タイル張りをを行う。
標準時間 2時間30分
打ち切り時間 3時間
40. 畳製作（畳製作作業）
1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
手縫いによりへり付き板入れ畳（1枚）を製作し、試験台へ敷き込みを行った後、床の間畳（ござ）の製作及び取付けを行う。
標準時間 5時間
打ち切り時間 5時間30分
2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
手縫いによりへり付き素がまち畳（1枚）を製作し、試験台へ敷き込みを行った後、薄べりの製作を行う。
標準時間 4時間
打ち切り時間 4時間30分
41. 防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業）
1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
試験台の平場面、笠木・立上がり面及び箱部にウレタンゴム系塗膜防水工事作業を行う。
標準時間 1時間40分
打ち切り時間 2時間
2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
試験台の平場面及び笠木・立上がり面にウレタンゴム系塗膜防水工事作業を行う。
標準時間 1時間40分
打ち切り時間 2時間
42. 防水施工（シーリング防水工事作業）
1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
試験台にガラス及び塩化ビニル方立を固定し、ガラス回り、ガラス及び塩化ビニル方立による三方突き合せ目地、サッシ回り目地、クロス目地、方立及び無目にシーリング防水工事作業を行う。
標準時間 2時間15分
打ち切り時間 2時間35分
2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
試験台に固定されたガラス回り、サッシ回り目地、クロス目地、方立及び無目にシーリング防水工事作業を行う。
標準時間 1時間30分
打ち切り時間 1時間50分
43. 内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業）
1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
(1) 試験台1の平場及び階段部分に床タイル及び床シートを張り付ける作業を行う。
標準時間 3時間
打ち切り時間 3時間30分
(2) 試験台2の平場及び立上がり部に床シート張り及び熱溶接作業を行う。
標準時間 2時間
打ち切り時間 2時間30分
2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
試験台の平場に床タイル及び床シートを張り付ける作業を行う。
標準時間 2時間
打ち切り時間 2時間30分
44. 内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）**〔特別教育〕**
1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
試験台に天井伏図、展開図等に基づいて、天井は、鋼製野縁、野縁受け、つりボルト等を使用し、また、壁（柱による違い壁）は、スタッド、ランナ、スパーサ等を使用して鋼製下地作業を行う。
標準時間 2時間40分
打ち切り時間 2時間55分
2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
試験台に天井伏図、展開図等に基づいて、天井は、鋼製野縁、野縁受け、つりボルト等を使用し、また、壁（平壁）は、スタッド、ランナ、スパーサ等を使用して鋼製下地作業を行う。
標準時間 2時間10分
打ち切り時間 2時間25分
(注) 1、2級とも、研削といし（高速といし）の取替え等の作業に関し労働安全衛生法に基づく安全又は衛生のための特別の教育を修了した証明書等の原本若しくは写しの提示、又は特別の教育と同等の知識及び技能を有していることの申告を要する。
45. 内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事作業）
1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
鋼製下地が取り付けられている試験台に、天井伏図、展開図等に基づいて、天井及び壁（柱による違い壁）のボード仕上げ作業を行う。
標準時間 2時間40分
打ち切り時間 2時間55分
2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
鋼製下地が取り付けられている試験台に、天井伏図、展開図等に基づいて、天井及び壁（平壁）のボード仕上げ作業を行う。
標準時間 2時間10分
打ち切り時間 2時間25分
46. 内装仕上げ施工（化粧フィルム工事作業）
1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
試験台のA面、B面及びC面に化粧フィルムを貼り付ける作業を行う。
標準時間 2時間30分
打ち切り時間 3時間

- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
試験架台のA面及びB面に化粧フィルムを貼り付ける作業を行う。
標準時間 1時間45分
打ち切り時間 2時間15分

47. サッシ施工 (ビル用サッシ施工作業) **【特別教育】**

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
仮想躯体に、ビル用引違いサッシ、ビル用フィックスサッシを方立(接合材)を使用して、アーク溶接で固定し、付属材の取付けも行う。
標準時間 2時間30分
打ち切り時間 2時間50分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
仮想躯体に、ビル用引違いサッシをアーク溶接で固定し、付属材の取付けも行う。
標準時間 2時間10分
打ち切り時間 2時間40分
- (注) 1、2級とも、アーク溶接等の作業に関し労働安全衛生法に基づく安全又は衛生のための特別の教育を修了した証明書等の原本若しくは写しの提示、又は特別の教育と同等の知識及び技能を有していることの申告を要する。

48. 表装 (壁装作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
一部に横板のある壁張り下地に布壁紙、ビニル壁紙、紙壁紙等を張る。
標準時間 4時間
打ち切り時間 4時間30分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
一部に横板のある壁張り下地に布壁紙、ビニル壁紙、紙壁紙等を張る。
標準時間 3時間30分
打ち切り時間 4時間

49. 塗装 (建築塗装作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
(1) ラワン合板に、合成樹脂エマルジョン系複層塗材塗装(凸部処理を含む。)を行う。
・吹付け塗りの場合
試験時間 下吹き 3分
模様付け 2分
・多孔質ローラーブラシ塗りの場合
試験時間 1回塗り 4分
2回目塗り 4分
- (2) ラワン合板に、刷毛によりつや有合成樹脂エマルジョンペイント(2回塗り)塗装及びローラーブラシにより合成樹脂エマルジョンペイント塗装(パテ地付けを含む。)を行う。
標準時間 4時間
打ち切り時間 4時間20分
- (3) 吹付け塗装によるスプレーパターン作成を行う。
試験時間 2分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
(1) ラワン合板に、合成樹脂エマルジョン系複層塗材塗装を行う。
・吹付け塗りの場合
試験時間 下吹き 3分
模様付け 2分
・多孔質ローラーブラシ塗りの場合
試験時間 1回塗り 4分
2回目塗り 4分
- (2) ラワン合板に、刷毛によりつや有合成樹脂エマルジョンペイント(2回塗り)塗装及びローラーブラシにより合成樹脂エマルジョンペイント塗装(パテ地付けを含む。)を行う。
標準時間 4時間
打ち切り時間 4時間20分
- (3) 吹付け塗装によるスプレーパターン作成を行う。
試験時間 2分

50. 塗装 (金属塗装作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
(1) 鋼板で製作した角筒(200mm×100mm×450mm)の外面に、下塗り及びパテ付けを行う。
(2) 見本板に基づいて調色したラッカーエナメル及びラッカーメタリックにより、被塗装物に吹付け塗り仕上げをする。
標準時間 4時間
打ち切り時間 4時間30分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
(1) 鋼板で製作した角筒(200mm×100mm×450mm)の外面に、下塗り及びパテ付けを行う。
(2) 見本板に基づいて調色したラッカーエナメルにより、被塗装物に吹付け塗り仕上げをする。
標準時間 4時間
打ち切り時間 4時間30分

51. 塗装 (噴霧塗装作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

- (1) 軟鋼板をV形にした被塗装物に、エアスプレー噴霧塗装、エアレススプレー噴霧塗装及び静電噴霧塗装の3作業を行う。
(2) スプレーパターンの作成を行う。
標準時間 2時間
打ち切り時間 2時間30分

- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
(1) 軟鋼板をV形にした被塗装物に、エアスプレー噴霧塗装と、エアレススプレー噴霧塗装又は静電噴霧塗装のいずれかの2作業を行う。
(2) スプレーパターンの作成を行う。
標準時間 1時間30分
打ち切り時間 2時間

52. フラワー装飾 (フラワー装飾作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
課題1 骨組み付花束の製作作業を行う。
試験時間 50分
- 課題2 フラワーアレンジメントの製作作業を行う。
試験時間 30分
- 課題3 ブーケ及びコサージュの製作作業を行う。
試験時間 55分
- 2級 次に掲げる製作等作業試験を行う。ただし、課題3は、選択Aと選択Bのいずれかを選択するものとする。
課題1 花束の製作作業を行う。
試験時間 45分
- 課題2 フラワーアレンジメントの製作作業を行う。
試験時間 30分
- 課題3
選択A ブライダルブーケの製作作業を行う。
試験時間 45分
選択B 籠花(スタンド花)の製作作業を行う。
試験時間 25分

◎単一等級

1. 路面標示施工

- (溶融ペイントハンドマーカー工事作業)
- 単一等級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
(1) 「進行方向」の路面標示に必要な作図作業を行う。
標準時間 30分
打ち切り時間 35分
- (2) テストピース(塗膜厚測定板)の作製及び(1)で描いた作図への路面塗装作業を行う。
標準時間 35分
打ち切り時間 40分

2. 路面標示施工

- (加熱ペイントマシンマーカー工事作業)
- 単一等級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
(1) 車線境界線の基準となる線の作図作業を行う。
標準時間 20分
打ち切り時間 25分
- (2) 路面塗装に先だって実施するキャリブレーション(静止)作業を行う。
標準時間 35分
打ち切り時間 40分
- (3) 加熱ペイントマシンマーカー車のドライバ作業を行う。
試験時間 6分
- (4) 加熱ペイントマシンマーカー車のオペレーター作業を行う。
標準時間 20分
打ち切り時間 25分
- (注) 受検者が使用する加熱ペイントマシンマーカー車を運転することができる自動車運転免許証の携帯を要する。

免許又は技能講習

◎3級

1. 園芸装飾 (室内園芸装飾作業)

- 3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
課題図に示すインドアガーデンを製作する。
標準時間 1時間
打ち切り時間 1時間20分

2. 造園 (造園工事作業)

- 3級 次に掲げる製作等作業試験及び判断等試験を行う。
(1) 製作等作業試験
指定された区画内に竹垣製作、緑石・敷石敷設及び植栽作業を行う。
標準時間 2時間
打ち切り時間 2時間30分
- (2) 判断等試験
樹木の枝葉の部分を見て、その樹種名を判定する。

試験時間 5分

3. 鋳造 (鋳鉄鋳物鋳造作業)

- 3級 次に掲げる製作等作業試験及び判断等試験を行う。
(1) 製作等作業試験
所定の模型を使用して、中子を手込めにより造型する。なお、造型は、自硬性型法及びガス硬化型法のいずれかによるものとする。
試験時間 40分
- (2) 判断等試験
金属組織の判別をする。鋳型の名称、鋳造方案各部の名称を問う。
試験時間 15分

4. 金属熱処理 (一般熱処理作業)

- 3級 次に掲げる判断等試験及び計画立案等作業試験を行う。
(1) 判断等試験
提示された写真を基に変形測定及び硬さ試験について行う。
試験時間 10分
- (2) 計画立案等作業試験
設備の調整、熱処理条件等について行う。
試験時間 30分

5. 金属熱処理 (浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業)

- 3級 次に掲げる判断等試験及び計画立案等作業試験を行う。
(1) 判断等試験
提示された写真を基に変形測定及び硬さ試験について行う。
試験時間 10分
- (2) 計画立案等作業試験
設備の調整、熱処理条件等について行う。
試験時間 30分

6. 金属熱処理 (高周波・炎熱処理作業)

- 3級 次に掲げる判断等試験及び計画立案等作業試験を行う。
(1) 判断等試験
提示された写真を基に変形測定及び硬さ試験について行う。
試験時間 10分
- (2) 計画立案等作業試験
設備の調整、熱処理条件等について行う。
試験時間 30分

7. 機械加工 (普通旋盤作業)

- 3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
普通旋盤(センチ間の最大距離が500～1500mm程度のもの)を使用し、φ60×115mm程度のS45Cの材料1個及びφ60×55mm(φ25の穴のあいたもの)程度のS45Cの材料1個に、内外径削り、テーパー削り等の切削加工を行い、はめ合わせのできる部品を2個製作する。
なお、使用するバイトの品種は、超硬、ハイス、その他のものでもよい。
標準時間 2時間
打ち切り時間 2時間30分

8. 機械加工 (数値制御旋盤作業)

- 3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
数値制御旋盤を使用し、φ90×φ35(穴)×55程度のS45C～S53C相当の材料1個に、プログラムの作成→NCテープの作成又は記憶編集機器内への入力テープ運転又はメモリ運転によるプログラムの確認→切削加工の作業手順で、内外径削り、内外径面取り、外径R削り、内外端面削り等の加工を行い、部品を製作する。
標準時間 2時間30分
打ち切り時間 3時間

9. 機械加工 (フライス盤作業)

- 3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
立フライス盤(No.1～No.3程度)を使用し、SS400の材料(45×65×80、2個)をエンドミル(2枚刃、多刃)及び正面フライスにて切削加工して直みぞ部をそれぞれはめ合わせることができる部品を製作する。
標準時間 2時間
打ち切り時間 2時間30分

10. 機械加工 (平面研削盤作業)

- 3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。
平面研削盤(横軸角テーブル形、テーブル平面研削盤(横軸角テーブル形、テーブル移動左右300mm以上、前後150mm以上、1号平形といしのφ150～305mm)を使用し、S45Cの材料(オス、メス各1個)を研削加工して、それぞれはめ合わせることができる部品を製作する。

標準時間 2時間
打切り時間 2時間30分

11. 機械加工（マシニングセンタ作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

課題1 簡単な部品のプロセスシート作成までのプログラミング作業を行う。
試験時間 30分

課題2 立て形又は横形マシニングセンタを使用して、与えられたプログラムのMDI入力、加工段取り（心合わせ等）及び疑似工具によるマシニングセンタ加工を行う。
標準時間 40分
打切り時間 50分

12. 仕上げ（機械組立仕上げ作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

やすり、スコヤ、卓上ボール盤等を使用し、はめあい、心出し、摺り合わせ等により、角ロッドを含むSS400の部品を所定の精度に仕上げ加工を行い、その部品を組み立てる。

標準時間 3時間
打切り時間 3時間30分

13. 電子機器組立て（電子機器組立て作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

シャーシ、専用プリント配線板、IC、トランジスタ等の部品を用い、光検出器の組立てを行う。

標準時間 1時間30分
打切り時間 2時間

14. 建築大工（大工工事作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

仕様に従い、柱、桁、はり、棟木、隅木及び平たる木の加工組立てを行い、寄棟小屋組の一部を製作する。

標準時間 2時間45分
打切り時間 3時間

15. とび（とび作業）

特別教育

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

枠組、単管及び登り足場板を使用して、わく組応用登り架橋の組立てを行う。

標準時間 1時間40分
打切り時間 2時間

(注) 足場の組立て、解体又は変更の作業に関し労働安全衛生法に基づく安全又は衛生のための特別の教育を修了した証明書等の原本若しくは写しの提示、又は特別の教育と同等の知識及び技能を有していることの申告を要する。

16. 左官（左官作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

床と仮定された試験台に所定の塗り仕上げを行う。

標準時間 1時間
打切り時間 1時間30分

17. ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

コンクリートブロック塀のブロック工事（鉄筋加工を含む。）を行う。

標準時間 1時間45分
打切り時間 2時間

18. 塗装（金属塗装作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

(1) 鋼板で製作したL形の被塗装物（200mm×100mm×300mm）の外面に、パテ付け及び下塗りを行う。

(2) 見本板に基づいて調色したものを、被塗装物に吹付け塗り仕上げする。

標準時間 2時間30分
打切り時間 3時間

19. フラワー装飾（フラワー装飾作業）

3級 次に掲げる製作等作業試験を行う。

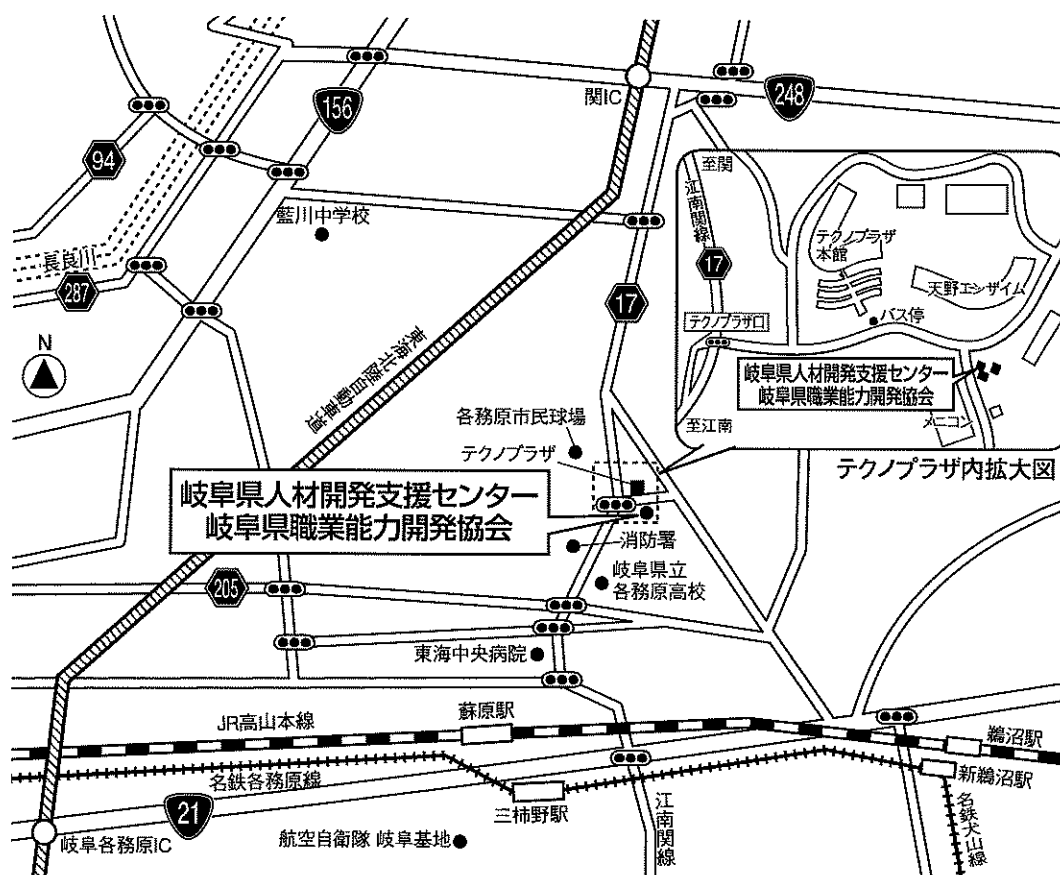
課題1 花束及びリボンの製作作業を行う。
試験時間 35分

課題2 バスケットアレンジメントの製作作業を行う。
試験時間 30分

課題3 プートニアの製作作業を行う。
試験時間 20分

所在地

〒509-0109 各務原市テクノプラザ1丁目18番地



※地図及び駐車場の詳細は当協会ホームページをご覧ください。

この技能検定、技能五輪岐阜県予選は岐阜県及び国からの補助金を受けています。

令和4年3月1日

岐阜県職業能力開発協会